

随意契約の結果

【令和4年11月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構本社

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
ＵＲ賃貸住宅入居促進に係る営業 店舗用サインネーシ映像更新業務 （１２～３月用）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月16日	(株) 電通 東京都港区東新橋１－８－ １	4010401048922	2,232,388円	2,123,550円	95.1%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、随意契約を行ったものである。	-				
令和４年度入居促進に係る店頭 ツールデザイン制作等業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月16日	(株) 電通 東京都港区東新橋１－８－ １	4010401048922	7,590,987円	7,590,987円	100.0%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、随意契約を行ったものである。	-				
ＵＲ賃貸住宅入居促進に係るＰＲ 動画編集等業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月16日	(株) 電通 東京都港区東新橋１－８－ １	4010401048922	7,938,700円	7,293,550円	91.9%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、随意契約を行ったものである。	-				
令和４年度後期ＣＰに係るノベル ティデザイン等制作業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月16日	(株) 電通 東京都港区東新橋１－８－ １	4010401048922	17,730,240円	17,598,724円	99.3%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、随意契約を行ったものである。	-				
令和４年度後期ＣＰに係るＴＶＣ Ｍ出稿等業務（スポット１２月 分）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月16日	(株) 電通 東京都港区東新橋１－８－ １	4010401048922	103,841,999円	103,841,999円	100.0%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、随意契約を行ったものである。	-				
（MUJ I I ×UR）団地まるごと リノベーションWEBサイトペー ジ制作運営等業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月28日	(株) MUJ I I H O U S E 東京都豊島区東池袋４－２ ６－３	4013301017823	5,298,700円	4,950,000円	93.4%	本業務は、企画提案方式で契約したPR等業務の下で効果のあった特定事業者（MUJ I I H O U S E）との連携による当該事業者とのブランド（MUJ I I ×UR）を用いたPR業務である。特定事業者との連携によるPR業務は、当該業者でなければできないものであることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
ＵＲ賃貸住宅ブランド看板（川越 駅）掲出業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月30日	(株) 電通 東京都港区東新橋１－８－ １	4010401048922	3,485,319円	3,485,319円	100.0%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、随意契約を行ったものである。	-				
ＵＲ賃貸住宅ブランド看板（小倉 駅）掲出業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月30日	(株) 電通 東京都港区東新橋１－８－ １	4010401048922	3,603,600円	3,603,600円	100.0%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、随意契約を行ったものである。	-				

随意契約の結果

【令和4年11月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構本社

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
ＵＲ賃貸住宅入居促進（くらしの カレッジ）に係るＷＥＢ広告出稿 業務（１２月請求分）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月30日	(株)電通 東京都港区東新橋１－８－ １	4010401048922	6,792,500円	6,792,500円	100.0%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知 の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制力作 力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。 その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れてい たため、随意契約を行ったものである。	-				
ＵＲ賃貸住宅入居促進（セール ス）に係るＷＥＢ広告出稿業務 （１２月請求分）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月30日	(株)電通 東京都港区東新橋１－８－ １	4010401048922	34,801,158円	34,801,158円	100.0%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知 の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制力作 力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。 その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れてい たため、随意契約を行ったものである。	-				
ＵＲ賃貸住宅入居促進（ブラン ド）に係るＷＥＢ広告出稿業務 （１２月請求分）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月30日	(株)電通 東京都港区東新橋１－８－ １	4010401048922	41,470,093円	41,470,093円	100.0%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知 の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制力作 力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。 その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れてい たため、随意契約を行ったものである。	-				
ＵＲ賃貸住宅入居促進に係るＷ ＥＢ記事広告出稿等業務（１２月請 求分）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月30日	(株)電通 東京都港区東新橋１－８－ １	4010401048922	7,315,000円	7,315,000円	100.0%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知 の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制力作 力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。 その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れてい たため、随意契約を行ったものである。	-				
令和４年度中途採用職員募集に係 わる人材紹介業務② 令和４年１ ０月１日入社	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月1日	(株)リクルート 東京都千代田区丸の内１－ ９－２	5010001149426	1,536,469円	1,536,469円	100.0%	本業務は、中途採用活動において、採用活動を支援でき る有料職業紹介事業者を活用することにより、採用事務 を円滑に遂行することを目的としている。実施に当たっ ては、当該業務に精通していることが必要ことから、 契約相手方の選定は良好な成果が期待できる者を対象と して企画提案競技方式に準じる手続きによることとし た。当該法人からの提出資料を審査した結果、当機構の 企画意図と合致し、有効なものと認められたため、随意 契約を行ったものである。	-				
令和４年度障がい者専門人材紹介 業務（中途採用職員等）（令４. １１．１付採用）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月1日	(株)ゼネラルパートナー ズ 東京都千代田区区内幸町２－ １－１	0000000000000	1,321,749円	1,321,749円	100.0%	本業務は、令和４年度の障がい者採用活動において、採 用活動を支援できる有料職業紹介事業者を活用すること により、採用事務を円滑に遂行することを目的としてい る。実施に当たっては、当該業務に精通していることが 必要ことから、契約相手方の選定は良好な成果が期待 できる者を対象として企画提案競技方式に準じる手続き によることとした。当該法人からの提出資料を審査した 結果、当機構の企画意図と合致し、有効なものと認めら れたため、随意契約を行ったものである。	-				
令和４年度障がい者専門人材紹介 業務（中途採用職員等）（令４. １１．１６付採用）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月16日	パーソルチャレンジ(株) 東京都港区芝５－３３－１	6010401041867	1,346,448円	1,346,448円	100.0%	本業務は、令和４年度の障がい者採用活動において、採 用活動を支援できる有料職業紹介事業者を活用すること により、採用事務を円滑に遂行することを目的としてい る。実施に当たっては、当該業務に精通していることが 必要ことから、契約相手方の選定は良好な成果が期待 できる者を対象として企画提案競技方式に準じる手続き によることとした。当該法人からの提出資料を審査した 結果、当機構の企画意図と合致し、有効なものと認めら れたため、随意契約を行ったものである。	-				

随意契約の結果

【令和4年11月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構本社

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
令和４年度法人文書・情報公開等 管理システムの改修業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月28日	(株) ＵＲシステムズ 東京都江東区東陽２－２－ ２０	6010601048555	8,002,500円	7,700,000円	96.2%	本業務は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が使用している法人文書・情報公開等管理システムについて、連携する電子決裁システムの改修に伴うシステム改修及び既存機能に係る改修業務である。業務の実施にあたっては、運用に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ改修に必要な技術を保有していることが必要である。 このため、従前から当該システムの開発及び改修を行った特定の法人を契約の相手先とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で下記の応募要件を満たし本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施したが、期限までに提出がなかったため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該特定法人と随意契約を行ったものである。	1人				
令和４年度電子決裁システムの改 修業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱 寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０ －１	令和4年11月28日	(株) システムエグゼ 東京都中央区日本橋室町３ －４－４	2010001019680	12,584,000円	11,880,000円	94.4%	本業務は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が使用している電子決裁システムについて、申請書・文書に係る項目等の機能追加、データ出力に係る機能変更等の改修を行うものである。業務の実施にあたっては、運用に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ改修に必要な技術を保有していることが必要である。 このため、従前から当該システムの開発及び改修を行った特定の法人を契約の相手先とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で下記の応募要件を満たし本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施したが、期限までに提出がなかったため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該特定法人と随意契約を行ったものである。	-				